神戸女学院中学部・高等学部いじめ防止基本方針

神戸女学院中学部・高等学部

2023 年 4 月

１．本校の方針

本校の建学の精神はキリスト教である。「愛神愛隣」の聖句をモットーとし、キリスト教に基づいた全人的教育を展開している。一人一人の生徒が自主性をもって、自らの果たすべき責任、つまり、神の呼びかけにふさわしく応答しようとする者となる責任を充分に果たす人間になることを目指している。他者のために自分が何をなすべきかを考え、自分ができること、すべきことに向かって、自ら道を切り開いていく力を身につけることができるよう、多様な経験をさせ、色々な可能性に挑戦させることを目指している。

全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を尊重し、いじめ防止等に対する最大の努力を行う。日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には、適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

２．基本的な考え方

本校は、１８７５年に創立された、ミッションスクールとしては関西で最も長い歴史を持つ学校であり、中高一貫校として、社会に必要とされる女性のリーダーを育成する使命を担ってきた。生徒一人一人の主体性を大切にする自由・自治の精神の下、生徒たちは、人生の基礎となる大切な中高時代を友とともに成長し、リーダーシップや協調性、応答性を身につけ、神様からいただいている賜物を他者のために用いる生き方を模索している。毎朝の礼拝や聖書の授業など、自分の生き方を見つめ、他者のために何をすべきかを考える時間を大切にしている。

いじめについては、「どの学校にも、どの団体生活においても起こり得る」という認識をすべての教職員が共有し、好ましい人間関係を築き、豊かな心をはぐくむ「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むべく、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

３．いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

（１）日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者によって構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制など校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙１　校内指導体制及び関係機関

また、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙２　チェックリスト

（２）未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取り組みの方針・いじめの防止のための取り組み、早期発見の在り方、いじめへの対応に関わる教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙３　年間指導計画

（３）いじめを認知した認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙４　組織的対応

４．重大事態への対応

（１）重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、例えば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、中高部長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、中高部長が判断し、適切に対応する。

（２）重大事態への対応

中高部長が重大事態と判断した場合、ただちに、知事に報告するとともに、中高部長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

５．その他の事項

いじめ防止等について、家庭や地域との連携が不可欠であるので、ＰＴＡや地域団体などと情報交換、協議できる場を設けるべく努める。いじめの問題性や家庭教育の大切さなどの理解促進を図るため、作成した学校の基本方針についてはホームページなどで公開するとともに、ＰＴＡ総会をはじめ、学年懇談会・学級懇談会などあらゆる機会を利用して、保護者や地域に情報発信に努める。保護者・地域等から意見を多角的に聴取できるよう留意する。

また、いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、継続的に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針を見直す際は、多角的な観点から意見を取り入れ、学校全体が主体的かつ積極的に参加できるよう留意する。

別紙１

校内指導体制及び関係機関

<いじめ対応チームの構成員＞
＊生徒支援教育委員会（中高部長・教頭を中心に、チャプレン、教務課長、生活指導課長、養護教員、生徒支援室、外部アドバイザー及び各学年から選出された教員で構成する。事案発生の際は、迅速にチームを招集する。
＊事案の状況に応じて、関係教職員・スクールカウンセラー・学校の顧問弁護士などを入れて適宜チームを構成する。ネット関連の事案に関しては情報科教員もチームに加える。
＊事案解決後も、継続的に指導・支援するため、状況に応じて、個別支援計画を立てる場合もある。

いじめ対応チーム

生徒支援教育委員会

中高部長、教頭、チャプレン、教務課長、生活指導課長

各学年から選出された教員

養護教員、生徒支援室、外部アドバイザー

スクールカウンセラー　　学校顧問弁護士

↑　　↑

校内組織

各学年担任団

保護者・地域との連携

ＰＴＡ

学校評価委員会

学院理事会

甲東地区　青少年愛護協議会

西宮サポートセンター

いじめ早期発見のためのチェックリスト　　**別紙２**

教室・ロッカー・トイレなど

□１　ロッカー室の床が汚い。私物が散乱している。
□２　教室の掲示物が破れていたり、机にひどい落書きがある。
□３　他の生徒の机と机の間隔とは大きく違って、特定の生徒だけの机の間隔が他の生徒と開いている。
□４　朝、いつも誰かの机が曲がっている。
□５　トイレなどに個人を中傷する落書きがある。

集団

□６　グループ分けをすると特定の生徒だけが残ってしまう。
□７　班活動にすると、特定のグループが他のグループを寄せ付けない雰囲気がある。
□８　些細なことで特定の生徒を冷やかしたりするグループがある。
□９　特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある。
□10　クラスやグループの中で絶えず周囲の者の顔色をうかがっている生徒がいる。
□11　授業中に、特定の生徒に消しゴム等を投げている。

いじめられている生徒

□12　友人とふざけていても、表情がさえない。
□13　一人でいることが多い。
□14　遅刻・欠席・早退が多くなっている。
□15　体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。
□16　他の生徒からの、悪口や攻撃に対して、何もしないで愛想笑いをしている。
□17　いじめアンケートの記述欄に多くの記述をする。
□18　いじめアンケートを提出しない。
□19　教職員の近くへいたがったり、話しかけたまま離れようとしない。
□20　持ち物や机に落書きをされる。
□21　物が隠されたり、壊されたりする。
□22　弁当を無断で食べられたり、捨てられたりする。
□23　食事の量が減ったり、食べなかったりする。
□24　発言すると、声をかけられたり、からかわれたりする。
□25　ひとりだけで掃除をしていたり、常にゴミ捨ての当番になっている。
□26　急に成績が下がったり、授業中の集中力がなくなったりする。
□27　手足に傷やあざがある。
□28　毎日、必要以上のお金を持ってくる。
□29　部活動を休みがちになり、やめると言い出す。
□30　他の生徒の行動ばかりを気にして、下を向いて視線を合わせず、目立たないようにしている。
□31　ケガをすることが多く、その状況と本人が言う理由が一致しない。

いじめている生徒

□32　教職員の機嫌をとることが多く、教職員によって態度を変える。
□33　教職員の指導に大声を出して反抗したり、指導を受けずに帰ってしまう。
□34　グループで常に行動し、他の生徒を威嚇したり、指示したりする。
□35　特定の生徒だけに強い仲間意識を持っている。
□36　活発に活動するが、他の生徒にきつい言葉を使う。

神戸女学院いじめ防止基本方針　　年間指導計画　　**別紙３**

	教員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	いじめ指導方針の確認	入学時に生徒・保護者ガイダンスで説明	
			担任（個人面談開始）
			授業参観①
5月			
6月		人権学習会①	
			授業参観②
7月		生活指導課講演会	学校生活に関するアンケート①
			保護者面談
8月			
		教職員研修会	
9月			
			授業参観③
10月			
11月			授業参観④
		人権学習会②	
12月			学校生活に関するアンケート②
1月			
2月			授業参観⑤
		人権学習会③	
3月			学校生活に関するアンケート③
	本年度のまとめ		

事案発生時　いじめ対策委員会　教員会議

教員会議等

・生徒支援室と各学年から選出された教員は、適宜、生徒の情報交換、要配慮生徒の観察などについて情報共有をする。

未然防止に向けた取り組み

・いじめを許さない学校づくりを進める。
・学校生活に関するアンケートは年３回実施。
・毎日の礼拝を通じて、全人的教育を実施する。
・朝の教員連絡会で情報共有を速やかに行うよう努める。
・キャンパス内の植物の整備、HR教室に毎週お花を飾るなど、生徒たちの感性を磨き心の安定を得る。
・有志の行事ではあるが、JS宗教部の修養会行事（長島訪問、釜ヶ崎訪問、白浜訪問）、S 自治会行事の春の子ども会、秋の子ども会などの諸行事で、社会性の育成を図っている。

別紙４

組織的対応

いじめ情報のキャッチ

日常の観察・いじめアンケート・個人面談・生徒からの訴え・情報提供等の情報

迅速に対応

正確な実態把握

①報告の流れ
　情報を得た教職員
　→当該生徒の担任・学年主任等
　→生活指導課長・教頭
　→中高部長
　→必要があれば関係機関、スクールカウンセラーなど
②保護者へは、事実確認をした後、すぐに連絡する。（その後は適宜連絡）

指導体制、方針決定

いじめ対応チームの招集・指揮（中高部長）

＜いじめ対応チームで緊急対策会議の開催＞
①情報を得た教職員から報告を受け、チーム内で共通理解。
②調査方針及び分担を決定。
③事案の状況から、事情を調査するメンバーを決定。
④２名以上の教員で当該当生徒について事情を確認し、事実関係を把握していじめ対応チームへ報告。
⑤報告を受けた後、いじめ対応チームは、会議で指導方針を決定し、指導体制を編成。（当該生徒の担任・学年主任・部活動顧問・学年生徒指導係等）
⑥教員会議で報告、教員全体で共通理解。

保護者 ⇔ **連携** ⇔ **生徒への指導・支援** ⇔ **連絡・相談** ⇔ **関係機関**

①いじめ解消に向けた指導をする。
（ｱ）いじめられた生徒には、どんなことがあろうと守り抜くことを約束する。
（ｲ）いじめた生徒には、「いじめは決して許されない行為である」という意識を持たせる。
②暴力・恐喝等の犯罪行為等、または重大な事案があった場合は関係機関に支援を依頼する。

※生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合
①速やかに県教育委員会等の関係機関へ報告する。
②管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。
③事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
④マスコミ対応は情報の窓口を一本化する。

※ネット上でのいじめへの対応
　ネットを利用したいじめは、その匿名性のために罪悪感が低くなりがちである。相手の気持ちがわかりにくく、いじめがエスカレートしやすいうえに、広範囲に広がる危険性がある。
（ｱ）生徒に、ネットに関する正しい知識を提供するとともに、個別面談等では情報を積極的に収集する。
（ｲ）誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にもつながること等を生徒に認識させ、情報モラルの指導を折に触れてこまめに行う。